

# 使用 前 確 認 証

原規規発第 2207112 号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望 殿

2021年4月23日付け関原発第42号(2021年8月2日付け関原発第306号、  
2022年6月17日付け関原発第143号及び2022年7月1日付け関原発第189  
号をもって変更の内容を説明する書類の提出)をもって申請がありました発電用原子炉施  
設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律  
第166号)第43条の3の11第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉  
の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第21条の規定に基づ  
き、確認証を交付します。

令和4年 7月28日

原子力規制委員会

